

京都市消防局訓令乙第3号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

京都市消防局長 山内 博貴

第2条第2項を次のように改める。

2 消防局長は，特別の勤務に従事する職員について必要があると認めるときは，前項の規定にかかわらず，勤務時間等について別に定めるものとする。

第4条中「所属長は，」を「所属長が」に改め，「とき」の右に「又は職員（細則第2条第6項各号のいずれかに該当する者に限る。）が申し出たとき」を加え，「細則第2条第6項に規定する」を削り，「行うことができる」を「行うものとする」に改める。

附 則

この訓令は，令和元年12月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)